

要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進
要介護度等改善促進事業 報奨金について

要介護高齢者の自立支援及び重度化防止の取組を促進するため、利用者の ADL（日常生活動作）及び要介護度の維持・改善に資する取組を行った事業者に対し、都独自に報奨金を交付します。

1 交付対象

基準日（令和 7 年 4 月 1 日）において、介護報酬における ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している事業所※

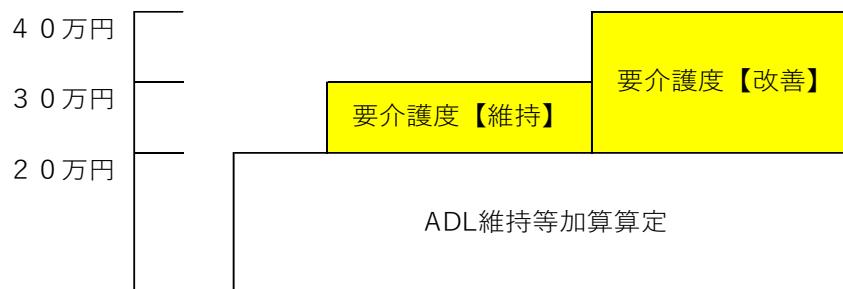
※通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

2 交付基準

（1）上記 1 の項目を満たした事業所が支給対象（20 万円）

（2）基準日から引き続き、加算判定基準日（令和 8 年 1 月 1 日）に在籍している利用者のうち、期間内に要介護度の区分変更・更新を行った者（ただし、要介護度が改善した結果、加算判定基準日前に退所となった者を含む。）を判定対象者とし、維持又は改善した場合は加算（維持 10 万円、改善 20 万円）

ADL維持等加算×要介護度改善の加算イメージ



3 加算の判定方法

（1）経年変化値を計算

前回の介護認定から経年によって要介護度が悪化すると見込まれる数値

判定対象者の前回の介護認定からの期間（年数）×0.1（要介護度が 1 年間で悪化すると見込まれる数値）を計算する。

※ 年数の計算に当たっては、6 か月以下の場合は切り捨て、7 か月以上の場合は切り上げる。（日数については切り上げ）

例）2 年 6 か月⇒2 年 2 年 7 か月⇒3 年

(2) 要介護度変化値を計算

判定対象者の要介護度の区分変更及び更新の前後を比較して算出した値

判定対象者の要介護度の区分を以下のとおり係数化し、加算判定基準日の数値から基準日の数値を減じて算出

自立・要支援 1 = 0	要支援 2・要介護 1 = 1	要介護 2 = 2
要介護 3 = 3	要介護 4 = 4	要介護 5 = 5

(3) 判定対象者の経年変化値の合計と要介護度変化値の合計を比較して加算を判定

0 > 要介護度変化値 ⇒ 改善
0 ≤ 要介護度変化値 ≤ 経年変化値 ⇒ 維持
経年変化値 < 要介護度変化値 ⇒ 加算なし

※ 評価対象者がいない場合は、判定ができないため、加算なしとする。

《例》判定対象者⇒利用者 A 利用者 B 利用者 C の 3 名とする

○経年変化値の計算

介護認定期間：利用者 A 3 年 利用者 B 4 年 利用者 C 3 年

経年変化値の合計 $3 \times 0.1 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.1 = 1.0$

○要介護度変化値の計算

例 1)

利用者 A	要介護 3 ⇒ 要介護 3	要介護度変化値 0	} 合計 $\Delta 1 < 0$ ⇒ 改善
利用者 B	要介護 2 ⇒ 要介護 3	要介護度変化値 1	
利用者 C	要介護 3 ⇒ 要介護 1	要介護度変化値 $\Delta 2$	

例 2)

利用者 A	要介護 3 ⇒ 要介護 3	要介護度変化値 0	} 合計 $1 \leq 1$ ⇒ 維持
利用者 B	要介護 2 ⇒ 要介護 3	要介護度変化値 1	
利用者 C	要介護 3 ⇒ 要介護 3	要介護度変化値 0	

例 3)

利用者 A	要介護 3 ⇒ 要介護 3	要介護度変化値 0	} 合計 $2 > 1$ ⇒ 加算なし
利用者 B	要介護 2 ⇒ 要介護 2	要介護度変化値 0	
利用者 C	要介護 1 ⇒ 要介護 3	要介護度変化値 2	